

災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、及び鎌ヶ谷市並びに浦安市、閑宿町及び沼南町（以下「協定市町」という。）の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号・以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において協定市町は、災対法第67条第1項及び第68条第1項により市町相互の応援及び県への応援を求めることが確認し、応急措置を的確、かつ、迅速に遂行するために必要とする応急措置の種類、応援要請の手続、応援に要した費用の負担、資料の交換について定めるものとする。

(応援する応急措置の種類)

第2条 応援する応急措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供
- (2) 食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材
- (3) 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣
- (5) 避難所、避難場所（収容施設）の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、市町が災害に際し特に必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとするときは、被災市町の長は、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信により他の市町の長に応援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、前条第1号に規定する飲料水（県水にかかるもの）及び第2号に規定する食糧（米穀等）については、被災市町の長から県知事へ応援を要請する。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する応急措置の種類
- (3) 応援を要する職類別人員
- (4) 応援を要する時間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機械及び器具並びに資材の品名及び数量
- (7) 応援を要する飲料水及び食糧の数量
- (8) 前各号に掲げるもののほか応援に必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応急措置の応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。ただし、災対法第72条により知事の指示により応援を受けた場合には、応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適当なもので、災害対策基本法施行令第40条で規定するものについては、この限りではない。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しいときは、その都度協定市町村間が協議して定める。

(資料の交換)

第5条 協定市町は、この協定に基づき応援する応急措置が円滑に行われるよう毎年11月の末日までに、次に掲げる事項を記載した資料を相互に交換するものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号に規定する物資並びに資機材の提供に関し必要と認める事項
- (2) 第2条第3号に規定する医療救護班の派遣に関し必要と認める事項
- (3) 第2条第4号に規定する職員の派遣に関し必要と認める事項
- (4) 第2条第5号に規定する避難所、避難場所（収容施設）の提供に関し必要と認める事項

か参考となるべき事項

(資料の交換時の総合調整)

第6条 東葛飾地域市町間の相互応援体制を円滑に推進するため、前条に規定する資料の交換に関する事務を東葛飾支庁に依頼するものとする。

2 この協定により難い事由が生じたとき、その事由に関する市町は、その調整を東葛飾支庁に依頼することができる。

(雑則)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定に関し必要な事項は、その都度協定市町間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、昭和50年7月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和50年7月24日

市川市	代表	市川市長	鈴木	忠兵衛
船橋市	代表	船橋市長	藤代	七郎
松戸市	代表	松戸市長	宮間	満寿雄
野田市	代表	野田市長	新村	勝雄
柏市	代表	柏市長	山沢	諒太郎
流山市	代表	流山市長	石塚	健
我孫子市	代表	我孫子市長	渡辺	藤正
鎌ヶ谷市	代表	鎌ヶ谷市長	飯田	毅
浦安市	代表	浦安市長	熊川	好生
閑宿町	代表	閑宿町長	鈴木	勝栄
沼南町	代表	沼南町長	島村	洪一郎